

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年10月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）イオン石巻ショッピングセンター  
石巻市蛇田西部土地区画整理事業15街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所  
イオン株式会社 代表執行役 岡田 元也  
千葉県千葉市美浜区一丁目5番地1
- 3 市町村の意見の概要
  - (1) 出店予定地周辺は蛇田小学校と蛇田中学校の通学路となっていることから、建設工事中は、工事関係車両が通学路を走行するのを避けるよう、迂回ルートを確認されたい。
  - (2) 学校付近における工事関係車両の待機駐車を避けるとともに、児童・生徒の登下校時には工事関係車両の通行を控えられたい。
  - (3) 出入り口付近などの危険箇所には、警備員や誘導員を配置し、登下校時の児童・生徒等の交通安全の確保を図られるとともに、工事関係者に対しても、交通安全について指導されたい。また、開店後においても、警備員等を適切に配置され児童・生徒等の安全確保の徹底に努められたい。
  - (4) 蛇田小・中学校に対しては、工事関係車両の通行ルートや作業工程等について、直接、説明されるとともに、開店後においても安全対策及び非行防止対策について協議の場を設け、情報交換されたい。その中で、信号機や横断歩道の設置等児童・生徒の安全確保の観点から必要なものについては、関係機関と協議するなど万全な対策を講じられたい。
  - (5) 防犯対策や非行防止対策について、警備員による店舗内外の巡回を強化するとともに、駐車場などの敷地内に死角を作らないよう照明を設置されたい。なお、屋外照明については、地域住民に光害といった悪影響が生じないよう照明の配置や方向、強さ等に配慮されたい。
  - (6) 社員はもとより当該店舗に出入りする業者等に対しても児童・生徒等の安全

対策及び防犯対策について指導されたい。

(7) 騒音及び振動の発生については、十分な配慮と対応を願うとともに、届出書中の騒音対策を遵守し、周辺環境に対する万全の措置を講じられたい。

4 地域住民等の意見の概要

なし

5 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び石巻市役所

6 縦覧期間

平成18年10月6日から平成18年11月6日まで(ただし、閉庁日を除く。)